

令和元年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和元年12月10日

閉 会 令和元年12月12日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月11日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長

中 川 悟 君

議 会 事 務 局 次 長

坂 本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

2 番

川 崎 憲 二 君

3 番

久 慈 省 悟 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 5番 森 弘美 議員

第3 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第4 一般質問 6番 吉田 勉 議員

第5 一般質問 2番 川崎憲二 議員

第6 一般質問 7番 坂本 豊 議員

午前9時35分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は6名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。1番小鹿重一です。

きょうは2点について質問をさせていただきます。

まず、最初に子供の貧困対策についてでございますけれども、最近、新聞紙上等でも話題になっていますので、取り上げました。

県内教育関係者の発言の中にこうありますけれども、具体的には、弘前大学の教員が中心となって、2年前から行っている子供の貧困を考えるプロジェクトのことでございますけれども、その中に、「教材費や生徒会費などの諸費納入がおくれる家庭がある」、「洗濯されていないジャージを着た生徒、清潔でない頭髪の子が見られる」といったものがあり、制服のリサイクル、修学旅行費の削減、保健室での軽食の提供、洗濯・洗髪等の対応をとっているという報告もあるわけです。一番の問題は、貧富の学力差、これを解消すべきだという提言がされております。

蓬田村の教育現場の実態についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） お答えいたします。

1点目の教育費や生徒会費など納入については、ごくわずかのおくれはあるものの、特に問題とはなっていない状況であります。

また、生徒の身だしなみの問題や、食事・洗濯等の対応をとっている生徒もいないということで、小中学校のほうには確認してございます。

学力の差については、村としても就学援助費支給要綱に基づき、学用品や修学旅行費、給食費などの必要な助成を行っているところであり、学校現場においても生徒の実態を把握し、それに向けた対策や学習意欲を引き出す工夫、個々に応じた指導を行っている

など、また夏休みや冬休みを利用して学習会を実施し、学力の向上を図っている状況であり、貧富の差による学力差はないと考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） ただいまの説明では、幸い当村では子供の貧困対策という実態はないということで安心しておりますけれども、しかしながら、これからもないという保証はないわけですので、貧困対策が必要な事案が確認されたときは、子供の能力を奪ってしまう、あるいは進学の手がかりが失われるなどがないように、地域全体で考えていかなければならない問題だと思います。

対策としては、学校、行政、地域との連携が必要だと言われておりますが、この点についていかがでしょうか。お伺いします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 今の議員おっしゃるとおり、当然、行政なり地域なり学校なり、十分協力し合い、それを認識して、絶対、子供の貧困による学力差がないように努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 子供は地域の宝でございますので、何とか教育の手がかりが失われるというような、そのような不平等なことが起きませんように、しっかりとやっていただきたいということを要望いたします。

次に、2番の質問に移りたいと思います。

役場庁舎の耐震診断結果と対応についてということでございますけれども、この前説明は一通り受けましたけれども、改めて一般質問としてお伺いしたいと思います。

役場庁舎の耐震診断が終了して、その結果が出たということでございますけれども、その内容はどのようなものであったのか。また、その結果に対して今後、どのような対応をしていくつもりなのか、お伺いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

役場庁舎は昭和44年に竣工をされて、ことしで50年を経過した建物であります。構造は鉄骨づくりの2階建てでしたけれども、後に木造で増築した部分もあって現在に至っています。

平成19年3月に策定をされ、平成30年3月に改定された、青森県の耐震改修促進計画

というものがありますけれども、その中で防災拠点建造物の耐震化の促進の項目中、地域防災計画に位置づけられた旧耐震基準で建設された庁舎について、平成31年度、平成31年12月31日、令和元年ですけれども、12月31日までに耐震診断を行わせて、その結果を県に報告させるものとするところあり、そのリストに掲げられています。今回この期限もあり、耐震診断をし、9月に結果が報告されました。

詳細につきましては、先般、皆様にも資料を提供いたしまして説明をしましたがけれども、数が多くあって項目もいろいろありますので、内容については割愛いたしますけれども、最終的な結果については、耐震性能を満たしていない、想定される地震時、その想定は震度6程度になっておりますけれども、倒壊に至る可能性が高い建物というものでありました。

それを踏まえて、来年度からは建てかえ等に係る作業を進めていきたいと、今のところは考えています。以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、耐震の結果の報告をいただきましたけれども、私なりの考えを少し述べてみたいと思いますけれども、今説明があったように、現庁舎は昭和44年竣工で、築後50年が経過しておりまして、大変老朽化している建物です。さらに、庁舎の建っているこの土地は海拔1メートルで、すぐ南隣には川が流れており、立地条件としては最悪の状況だと思います。また、耐震診断の結果では、震度6クラスの地震で倒壊の危険性が高いとなっています。防災機能が全くないと言ってもよいと思います。

これだけの判断材料があることから、役場庁舎は新築移転よりないと考えます。これを進めていく上で、担当部署及び担当者の設置、建設検討委員会の設置、庁舎の構造・規模の検討、用地の取得、土地利用計画の策定、他市町村庁舎の視察研修、建設財源の確保など、取り組まなければいけないことが山ほどあります。

役場庁舎は村を象徴する建物です。いわばランドマークです。合併して役場がなくなったところでは、人口が減少したという報道もありました。それだけ大きな意味を持つ建物だと思います。

3月の一般質問に対する村長の答弁では、移転新築の検討を表明しています。また、ことしの12月5日に開催された行政懇談会においても話題になり、村長は来年度中に方向性を決めたいとしております。いずれも東奥日報の朝刊で報道されました。

役場庁舎を新築移転する以外の選択肢はないという状況になりました。決断できるの

は村長だけです。来年度中に方向性を決めるということではなくて、来年度当初から具体的な準備に着手していただきたい。早くやらないと無駄な時間が過ぎてしまいます。

1年はあるという間に過ぎます。村長のご見解を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 大変重要な行政課題ということでありまして、簡単に言いますと、私が決めてどんどん走れと、こういうような意見のように私は今、伺いました。しかし、私ども行政を束ねる立場の者は、やはり一定の手続を踏んで、住民理解を得た上で、すなわち議会もその中に入ります、お互いに理解した上でそれを進めないと、いろんな問題が発生しているというのが、各県内の市町村でも見ていただいていると思いますけれども、その辺は、問題が発生してから、村長が決めたことだからと言われても大変困るわけでございますので、やはり手順をきちんと踏んで、今小鹿議員が質問の中でおっしゃいましたような、そういったような手順はきちんと踏みたいと、こう思っております。

来年度中に当初から着手してということでございますけれども、着手する、その建てることに對して着手しなさいと、こういう意味かもしれませんが、やはりその前に住民の了解、コンセンサスを得るというのが大事だと、このように思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 村長がおっしゃることは理解していますし、わかりますけれども、非常に私は行政全般の取り組みが遅いと、立ち上がりが遅いなというように感じているから申し上げました。ですから、来年度当初から進んでいけるような体制をもう今からでもつくるべきだということを言っているわけで、村長が1人で決断したら、ものが建つということでは、これは当然ないわけですが、早くやりますという決断を示さないと、当然、職員も動けないだろうし、何もできないということをまず申し上げているわけです。

議会は行政に対して、ブレーキとアクセルの役目があるという政治学者もおります。私は、提案されたことに対しては、納得できないものについてはブレーキを踏みます。賛同できるものにはアクセルを踏んで加速させたい。この役場庁舎の新築移転に関しては、思い切りアクセルを踏みたいと思いますので、よろしく前向きに進めるようお願いをしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、1 番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 5 番 森 弘美議員

○議長（木村 修君） 日程第2、5 番森 弘美君の質問を許します。森 弘美君。

○5 番（森 弘美君） おはようございます。5 番森 弘美。

きょうは2 点について質問させていただきます。

まず、1 つ目、村道3-3-20号線について。現状、まず未舗装なので、毎年碎石を入れ補修をしているため、周辺の畑よりも道路が高くなり、畑の水はけが悪くなったなど、苦情が来ています。

それと、去年から長科のため池、これを掘っているわけなのですがけれども、その土を阿弥陀川にストックというのかな、移動しているわけです。それが去年、ことし、ことしからだね、移動は。ことし、来年、再来年と、あと2 年あるわけです。それに秋口にやったものだから、雨の降らないときで、その道路の近辺の農家の人、お母さん方なのだけれども、葉物野菜に砂が入って、ほこりが入って、どうしようもない、そういう苦情も来ていたのです。6 件ぐらいなのなのですが、そのお母さん方は年齢もある程度いって、生きがいとして野菜をつくっているわけです。そのためにも、あと2 年あるわけなのですが、舗装道路にはできないものか伺います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 村道3-3-20号線の道路に隣接して畑がある区間については、平成30年度から県営事業、長科上ため池等整備事業で工事車両が道路を通行することで、碎石にて道路の補修を行っています。道路は側溝が整備されていないため、畑に水が流れると思われれます。

アスファルト舗装については、道路の利用状況の調査を必要と考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5 番（森 弘美君） 今課長の答弁もあったように、雨が降ったら畑に流れる、これは当然のことなのだけれども、あと2 年もあるのです。それを毎年、工事が終わったら碎石を7センチ、8センチと補修していたわけです。それがあともう2 年もあるんですよ。舗装ができないかどうか伺います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 先ほど言いましたが、やはり舗装のほかにもやはり側溝もそういう場合は必要だと考えております。そういうふうになれば、やはり国の補助事業で整備できるかどうか、まだ今のところわかりませんので、また拡幅工事とかしていくためには、地権者からの用地の協力が必要ですので、協議して考えていきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 協議して考えていきたいということは、前に進むという考えでよろしいかと思えますけれども、割と高齢の方なんかはもう何年も畑作業はもうできないかとは思いますが、生きがいとしてやっているものだから、ぜひとも舗装道路にしていきたいと思えます。

それでは、2つ目、JA所有のライスセンターについて伺います。JAのライスセンターは昭和61年に建設され、設備等が大分老朽化している。ことしの収穫時期も故障し、荷受けが混雑し、稲刈りがおくれたという経緯もあります。ああいう施設は機械等も入れて、おおむね30年がある程度のめどと言われています。それももう30年は過ぎています。農協からいろいろ役場のほうに相談とか、そういうのはないのか伺います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

先月、JAと村、農機具メーカーのサタケとで、ライスセンターの更新についての検討会が行われました。サタケからは概略の設計と概算の事業費の説明を受けました。JAのライスセンターの建屋を残して、内部をカントリー化した場合、総事業費で約10億円かかるとのことでした。JAも今すぐ更新するということではありませんでしたが、設備の更新の必要性は十分理解しており、今後も検討を続けていくとのことでした。村としても、稼働に支障が出ないように、協議していきたいと思えます。以上です。

○議長（木村 修君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 更新については、サタケさん、JAさん、村として、三者で協議まではいかなくても、話し合いを持ったということで、私は随分いいことだと思えます。30年も経過しているので、故障はますますこれから出てきます。ぜひとも村は、農家のためにもぜひとも前向きに、新しく早く着工していただきたいと思えます。

私の質問を終わります。

○議長（木村 修君） 以上で、5番森 弘美君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（木村 修君） 日程第3、4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎です。これより一般質問を行います。

きょうは2点ほど質問したいと思います。

まず、最初に村指定のごみ袋委託販売について質問したいと思います。

近年、村内では高齢化が進み、村全体を見たところ、空き家、またひとり暮らしの住民が目立ち、それに伴い、各地区でお店が軒並み閉店しているという実態になっております。お店がなくなったことによって不自由な暮らしが高齢者にはのしかかりまして、中でも、この村指定のごみ袋販売をしているお店がなくなるということになっています。非常に困惑した状態で、皆さん、日ごろ生活しているという苦情が来ております。

現在、この村内にごみ袋の委託販売所がどこに何カ所あるのか、また販売所のない地区はどこの地区になるのかお伺いします。お願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） それでは、初めにごみ袋販売店がどこにあるのかですが、村内全体で14店舗あります。うち地区に1店舗もないのが、瀬辺地及び広瀬地区となっています。以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） この今、担当課長の答弁ですと、広瀬地区、それから瀬辺地地区に販売所がないということ、この二地区に販売所がないということは、距離にしたらおおむね2キロ、3キロ移動して買い求めなければならないということになります。実際、車とか移動手段を持つ方にとっては何ら問題がない距離なのでしょうけれども、その移動手段がない、徒歩でなければ行けない高齢者にとっては、この2キロ、3キロというのは、物すごく負担になる距離だと思います。

その販売所がないところを把握しているにもかかわらず、村としてはそれに対して何か対処できることを考えておりますか。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 近所の店に徒歩で買い求めるような方にとっては、非常に不便を感じている状況だと思います。また、その他の地区についても、必ずしも多く

存在しているとは言えない状況です。

このような状況の中で、行政としても、村商工会と協議を進め、販売店をふやしていきたいと考えます。また、販売店になるための特別な条件としてはないということですので、加盟店であれば可能との返答をいただいております。

現在、小売業が大半をごみの販売所として占めていますが、その他の業種の方にも商工会を通じてふやしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今課長のほうから、その特別な規約はないと、販売所にとってはないということで、これからふやしていきたいという、最終的な意見が先に出ちゃったような感じがしますけれども、村内にコンビニが2軒ありまして、阿弥陀川地区のファミリーマートのほうには指定ごみ袋が販売されていると。それと、瀬辺地地区になるのでしょうか、温泉の上ですね、バイパス沿いのあそこはローソンですか、ローソンには販売されていないと。それで、住民がローソンのほうに買い求めて行ったときに、当然あるものとして行ったのですがなかったと。何でローソンで売らないんだということで質問を受けたことがあるのですが、そのコンビニに、販売していないコンビニに対して村のほうでは、何とかそのごみ袋を置いてもらえませんかとかという願いはされたのでしょうか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 先ほどごみ袋の販売の要件として特段ありませんけれども、一番大事なのが、その商工会の加盟店であるということが第一条件にあります。それで、ローソンのほうは現在、その商工会のほうの加盟店でないという状況から、そのごみ袋も今置いていない状況なのですけれども、さまざまな相手側の状況もありますので、まずは商工会のほうからその加盟店のほうに加入していただくという方向で話を進めていきたいと。それによって、行政のほうでも、そのお話の中に協力できる場所があれば協力していきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 先ほどの答弁の中に、特別な規約はないという答弁をはっきり聞いたわけですが、今の答弁ですと、規約があるということになりますね。それで、この商工会に加盟しなければいけない理由は何なのか。それと、3回になりましたか。（「4回目だよ」の声あり）続けちゃいましたので、何とかよろしく願います。

(「はい」の声あり) その商工会に加盟しなければならないという部分はなぜなのか。

それと、何とか、何ていうのですか、村内のお店には販売してもらうように、そういう規約を取り払った形でお願いしたいということを要望したいと思います。できれば答弁をお願いします。

○議長(木村 修君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(高田一憲君) 今その加盟の理由という部分については、確かなものはここに準備できていませんけれども、基本的な考え方としては、地域の中でそういう商売を営む方について、商工会の組織に加盟していただいた中で、さまざまな活動とかもありますので、そこを基本として考えているものだと思います。

それで、あともう1点……(「村内のお店全てに置けるような配慮をしていただきたい」との声あり) 全てのそういうところに置いていただきたいということですが、それらについても商工会のほうと十分協議しながら進めていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長(木村 修君) 柿崎裕二君。

○4番(柿崎裕二君) 異例の4回しちゃいましたので、次の質問に移りたいと思います。

次に、広瀬消防団屯所の外壁改修工事について伺います。

広瀬消防団屯所外壁改修工事が完了したようですが、改修工事前の外壁と同じようなものが使用されたように見受けられますが、この外壁は何年ほど対応できる外壁なのでしょう。答弁をお願いします。

○議長(木村 修君) 総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 外壁につきましては、一般的なサイディング張りとして工事をいたしました。耐用年数は通常20年程度と言われております。ただ、塩害の影響を受けやすい場合は、その半分程度しかもたないのではないかとということで、一応確認はしています。以上です。

○議長(木村 修君) 柿崎裕二君。

○4番(柿崎裕二君) その広瀬地区の屯所は今、改修工事をされたばかりなのですが、ほかのあと7地区の屯所もおのおの20年以上経過してしまっていて、恐らく随時、改修工事を、外壁の改修工事をしていかなければならない状態に近いと思います。そうしますと、単純に考えましても、全ての地区の屯所の外壁を修復するためには7年、1年に1棟ずつやっただとしても7年かかります。そうなりますと、今広瀬地区に新しく改修工事であ

けた外壁が、また従来のサイディングだということだと、サイディングは合わせ目の目にコーキング材というものが使用されていて、それがまた5年ないし7年くらいの寿命であると。また、その外壁材、サイディングの表の塗料の種類によっては、七、八年しかたない塗料のものもあると。そういうふうに考えますと、各地区の外壁補修工事が、修繕が終わったときには、また広瀬地区のほうに手をかけて、もうエンドレスでずっと手をかけていかなきゃいけないような状態になると考えられます。

今いろんな外壁材がありまして、私も専門家ではないのではっきりは言えませんが、ガルバリウム鋼板とか、寿命の、耐用性の長いものが一般住宅にも使われていると思われれます。今回その改修工事を行う際に、そういった寿命の長いものを選択して工事依頼できなかったのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今議員おっしゃっているガルバリウム鋼板の関係ですけれども、一般的にガルバリウム鋼板の場合は寿命が20年から30年程度と言われております。もちろん鋼板、鉄の板、鉄ではありませんけれども、鋼板と言われるぐらいで金属の板でありますので、当然腐食をします。やはり塩害の地域であれば寿命はその通常の20年から30年よりもかなり早く寿命が来るということで、結果的には一般的なサイディングでもガルバリウム鋼板でありまして、やはり定期的なメンテナンスを行わないと、それなりの耐用年数なり寿命を延命するということができないと考えておりますので、これからは、どうしてもその施設に関して計画もありますけれども、定期的なメンテナンスをして長もちをさせるということで対応をしたいと考えておりますので、あえて今、その新しいガルバリウム鋼板というものを使わないで、一般的なサイディングですけれども、多少サイディングの部分でもいいもの、悪いものあります、いいものというか、長いもの、短いものもありますけれども、割と長目の寿命があるものを今回使用して、使っているということで、今後もそういう形で各施設、定期的なメンテナンスをやはりしていけないといけませんので、あえてその高目の寿命の長いそのガルバリウム鋼板という外壁にはしなかったということで、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今総務課長の答弁で、あえてその高寿命のものは今回は選ばなかったという答弁でありました。ただ、私が調べた中では、現在その広瀬地区に使ったサイディングというものには、大きく分けて4種類ぐらい寿命の違ったものがありまして、

表の塗料がアクリル樹脂、これが5年から8年、ウレタン樹脂が8年から10年、シリコン樹脂、10年から15年、フッ素樹脂、15年から20年という、後半になりつつ、その値段も高価なものになっていきます。いずれも10年前後の耐用だと私は思います。

そこで、そのガルバリウムという鋼板に至っては、塩害地区であって15年から20年という数値が示されております。それと同時に、10年くらい、15年目のときに、その外装の塗装をやり直せば30年は最大もつでしょうというような、優れた数値が出ております。ですので、広瀬地区のものは改修工事が終わりましたので、今後、次の屯所に着手するときは、その辺を十分考慮して、高寿命のものを選んでいただきたい。

それと、もう一つ、切れ目に埋め込むコーキング材ですが、今でも普通のコーキング材というのは約5年が目安となっているそうです。ただ、今やはり技術が進みまして、これも価格的には高価にはなりますが、20年から30年もつコーキング材、シーリング材、同じようなものですが、呼び名が違ってきていますけれども、そういったものが現実にあって使われているそうです。ぜひ今後の改修工事には、そういった高寿命のコーキング材とかを指定した改修工事をお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 改修工事と言われているわけですがけれども、メンテナンスに関しては、これからも続けていくということでありまして、部材に関してはなるべく長もちのするものを使用したいというふうに考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） よろしく申し上げます。

以上をもって私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 6番 吉田 勉議員

○議長（木村 修君） 日程第4、6番吉田 勉君の質問を許します。吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） おはようございます。6番吉田 勉です。

通告に基づきまして、3つの点についてお尋ねいたします。

まず、第1点、よもぎ温泉の休業についてです。

よもぎ温泉はレジオネラ菌の検出によりまして、9月18日以降、長期の休業を余儀なくされました。この間、温泉の利用者には大変ご不便をかけ、アシストの経営面でも大

きな損失になったと思われませんが、議会には検出に至った簡単な経緯の報告しかなく、長期休業となった説明もありませんでした。一連の経過報告と薬品の消毒にかかわる費用、休業による損失、人件費等、損失額は一体幾らになったのか、お尋ねします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） お答えします。

まず、一連の経過についてですが、9月18日に検査機関による結果速報で、レジオネラ菌が検出されたことを確認しました。それを受け、東地方保健所への連絡、指導により、利用者の安全を最優先し営業を停止しました。その後、関係者による一日でも早い営業再開に向けた手配、作業を進め、10月24日に営業再開をいたしました。

今日までの間、議員の皆様には、9月20日及び11月29日に、役場側も同席した中で、アシスト株式会社稲葉専務からよもぎ温泉の営業停止に至った経過から営業再開を果たしたことの報告を行っております。

今回のことにより、役場として、よもぎ温泉レジオネラ属菌対応マニュアルの策定及び温泉従業員への汚染防止対策講習会を開催し、再発防止に努めているところでございます。

次に、営業再開に向けた直接経費として、薬剤洗浄作業、炉材交換、シャワーヘッド交換、水質検査の合計約151万2,000円がかかっています。また、休業による損失額全体としては、12月中旬でないと出せないことをアシスト側から返答を得ておる状況です。以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） このように多額の経費がかかることが予想できる中で、11月22日の東奥日報紙上において、よもぎ温泉と物産館マルシェのカラー広告を掲載しております。この辺が住民感情からすると、全く考えられないことではないでしょうか。それで、これはカラー広告に幾らかかったのか。そして、社長である村長はどういう考えで決裁したのか、お尋ねします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

先日、東奥日報に掲載された広告は、アシストの事業ではなく、村で実施した事業です。毎年5月にアスパムで行われる「うまい森青いもり」というイベントに出展しているのですが、それとセットで市町村の紹介ができるというものです。その中でことは

よもぎ温泉とマルシェを紹介いたしました。この「うまい森青いもり」への出展料は24万2,000円となっています。以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） この広告の経緯はよくわかりました。

このレジオネラ菌の検出に至った一連の原因が、公衆浴場法の定める塩素濃度1ppm以下0.2から0.4ppmが望ましいという法令を、長期間にわたって守らなかったことに起因していると思われます。ミスならともかく、安易な気持ちでの法令違反については何らかの処分が必要と考えますが、村長の見解を伺います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今の質問の中で長期間ということでございますけれども、私が伺いましたのは8月の20日前後から9月の17日あたりということで、約1カ月弱ということでございます。これを行いましたのは、やはり社員並びに専務というのは、お客様のサービスということで一生懸命考えてやっているわけでございますけれども、その中でもぜひ守らなければならないルール、決められたことということがあるわけです。その1つにやはり塩素濃度というのは、これは絶対守らなきゃいけないということであります。私としては、顧客へのサービスを優先したということからルールが守れなかったということと考えておまして、それによって事故が発生したというふうに考えています。

処分につきまして、私は処分をしなければいけないというふうに思っておりまして、この件に関しては検討しておりますけれども、やはり原因、それから責任の度合い、あるいは損害額の積算、こういったものを会社内で全て決めてから処分をする予定ということでございます。

ただ、私が村長及び社長ということでございますけれども、あくまでも株主の、一株主の中からということで、非常勤の社長を務めておりますので、村の村長としての立場では、これはお答えできないということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） とりあえず株主の総会の中でということになるかもしれませんが、一応わかりました。

次の質問に行きたいと思っております。2番目は、戸別受信機についてです。

10月の台風19号接近のとき、自主避難の受け入れをするという防災無線が放送されま

した。その後の自治会の会議等で、あの放送が聞こえなかったという声はかなりありました。実際、避難勧告を出す状況を見ると、当然、今回以上の激しい風雨が予想されます。6月議会で村長の答弁の中で、今年度中のアンケートは可能であるという答弁がありました。その進捗状況はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） アンケート調査に関しては、年明けからでも始めたいと今のところ考えております。アンケートの調査と同時に、戸別受信機の無償貸与に関する申請書も同時に配布をして、回収をしたいと考えております。その後、そのアンケート、その戸別受信機の貸与を希望する数量等を精査をいたしまして、令和2年度では、できれば事業化をして、戸別受信機の設置をと考えております。以上であります。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 令和2年度の事業化ということを考えているという答弁でしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、避難勧告が出て、実際に避難する場面を考えてみますと、避難手段を持たない方、高齢者の方とかは、どういふ対応を考えているのか。最近、こいふ災害が多数、頻繁に発生してしまひて、内閣府の定める警戒レベル3の段階で避難指示、高齢者の方の避難勧告・指示ということがありますけれども、その際、どういふふうな避難方法を考えているのか。1軒1軒回るとかというのは、実際無理だと思ひますけれども、見解を伺ひます。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） まず、その避難行動という定義でありますけれども、基本的には、徒歩での移動をベースにと考えております。さまざまな理由によつてやむを得ず車を使うという判断をされる方が多分ほとんどではあると思ひますけれども、避難をするという原則的な考え方は、徒歩での移動ということがベースとなっております。

そして、この原則の行動である徒歩での移動が困難な方たちに、避難行動の要支援者という位置づけをして、村ではリストを作成をしております。そのリストをもとに、ご指摘のとおり、警戒レベル3の情報の段階での避難が必要になるわけですが、役場自体は防災拠点に指定を受けておりますので、当然、避難時に避難のサポートをするという形になりますが、こゝで言つてゐる、この要支援者のリストというのは、外ヶ浜の警察署、それから村の社会福祉協議会並びに民生委員さんたちのほうにも情報を提供

して共有をしておりますので、実際その避難等になる場合は、その方々と連携をして避難行動を支援していくという形になると思われます。以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 避難、警戒レベル3の段階とはいえ、高齢者の方の徒歩での避難というのは、かなり大変な面があると思いますので、この辺についてはさらなる検討をお願いしたいと思います。

3番目の質問も今答えたような形になったのですけれども、その高齢者の方たちが、風雨が強くて避難がちょっとおくれたという場合、どこへ連絡すればいいのかということなどは周知されているのでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） まず、防災ハザードマップに記載されておいます非常時持ち出し品の準備と、そして緊急避難場所及び指示避難所の場所を確認して、常に普段から確認をしていただきたいと思います。

自主避難を希望するようになった場合は、役場のほうへ連絡をしていただきたいと思います。

あと、避難所自体の開設情報等については、村の防災無線、それから各種報道機関を通じて、テレビとかラジオでも情報が得られるような体制と現在なっておりますので、それに対応していただきたいと思います。

それから、防災ハザードマップですけれども、既に消防団員を通じて毎戸にことし配布をされておいますし、あと村のホームページ等でも閲覧することが可能になってございますので、その情報も参考にしていきたいと思います。

その他については、去年ですけれども、各家庭に配布されました黄色い最新のちっちゃい青森県の防災ハンドブック、「あおもりおまもり手帳」等々でありますので、その中に記載をされておいますので、やはり普段から少なからず目を通していただいて、そういう心構えをしていただきたいと思います。以上であります。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） こういう場合は、役場のほうでも人が来て待機しているということでしょうから、役場に連絡というのは理解できますけれども、そこをもっと高齢者の方とか避難が難しい方に、周知の徹底をお願いしたいと思います。

3番目の質問に入ります。農事振興組合の機械助成についてです。

6月議会で、農事振興組合の機械等の助成を要望しましたが、振興組合長会議等で要望はあったのか、お尋ねします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

農業用機械等への助成については、振興組合だけではなく、村内の認定農業者等にも範囲を広げて助成できるよう、来年度に向けて検討をしております。他町村の実施状況などを調査しながら、新年度予算への予算要求をする予定です。

振興組合長会議では、要望はとっておりませんが、この支援事業が実施することになりましたら、申し込みしていただきたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） いろいろ質問を考えてきたのですけれども、来年度予算で対処するということでしたので、これ以上の質問は控えたいと思いますが、先ほどにもあったとおり、役場の庁舎とか、除雪車両の格納庫とか、農協のライスセンターとか、令和3年度以降は大きくお金がかかる事業が予想されています。その中でこういう、先ほどの戸別受信機とか、農業用機械の助成に大きくお金を割けるのは、来年度予算しかないと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、6番吉田 勉君の質問を終わります。

日程第5 一般質問 2番 川崎憲二議員

○議長（木村 修君） 日程第5、2番川崎憲二君の質問を許します。川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） おはようございます。2番の川崎です。

私のほうから今回は、4点ほどの質問ということで進めていきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、第3回の定例会の一般質問でも質問いたしました。中学校通りの道路、国道280号線から踏切までの一部道路拡幅ということで質問して、村長及び担当課長から答弁いただきましたけれども、その間、住民からまだまだ甘い、そういう質問は甘いと。まだ今のままだと何年も放置、以前にもこういう要望が出ていたのに今までたっているということも指摘されましたので、今回また改めて質問ということにしました。

それで、第3回から今までで進捗状況はどのようになっているのか。そこをまずお聞

きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 今までの段階では、進捗というのはまだ、1回もまだ地権者等に用地交渉はしておりません。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） やはりまだやっていないということであれば、先ほど1番の小鹿議員からもあったように、何をするのも遅いと、スピーディーでないというのがありますので、ここはもう早目に交渉していただいて、あの場所は住民及び村でも拡幅は必要と認識があると思いますので、そこはやはり早目に交渉していただいて、できればことし中、今年度中に交渉、できれば次年度に計画等をしてもらいたいと思っておりますが、その辺どういう考えでいるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この件に関しましては、大変その重要な部分が過去に決裂したということがあるわけです。それを考えますと、簡単に私どもがここを売ってくれとまた行くというのは、非常に難しい用地買収であろうというふうに思います。

その経緯については私も、公表できるような形ではございませんけれども、一応理由は伺っております。ただ、情報としては、時もたっているし、一応売るかどうかはということで、売ってもよさそうな感触だということだけは得ております。実際に行ってみないと、これは何とも言えないわけがございますけれども、できれば年内には一度交渉したいと、このように考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 年度内の交渉ということで、できれば早目の交渉で計画なり、現実にしてほしいなと思っておりますし、あともしそれが何年か、また二、三年、もしくはそれがかかるのであれば、住民からあの今の感応式の場所を、あの細い場所ではなくて、もうちょっと踏切側のほうにずらして、幅広い道路のところで感応式をしてほしいと。あの今の場所だと、どうしてもあそこで反応すると、国道側から車が来たりするとき、あそこを曲がる時に邪魔で、まずバックするなり進むなりしないと交差できないと。交差というか、すれ違えないということもありますので、その辺も一概にはできないと思っております。警察とも協議しないといけないと思っておりますけれども、そこももし工事が延びるの

であれば、そこも検討して早目に対応してほしいなと要望しますので、よろしく願いいたします。

2 番目ですが、今後の小中ということ、近年、少子化等に伴い子供が少なく、近隣、外ヶ浜町、青森市等、小中学校が統廃合されております。蓬田村ではまだ19人とか20人程度の人数がおりまして、近隣よりは子供の数はいると思いますが、今後はまだどうなるか、少子化の時代ですので、まだわからないということで、今それこそ国でも進めているというか、やっている、小中一貫という教育方法があります。そのことについて、村長なり教育長はどのようなお考えであるか、お聞きしたいです。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 今議員から出ました小中一貫、県内でも何校かやられております。まだ蓬田の場合、今の現状、6学級プラス特別支援2つということで8学級になっています。人数も20人前後。教育的には、本当に教育しやすい状況であると考えておりまして、まだこの状態では小中、このままいってもいいんじゃないかなと考えております。

今現在、これから今度は小中をやっていくとすれば、ただ、小学校の生徒を中学校の校舎に入れればよいという問題ではなくて、入れません、今の段階では。これから進めていくとすれば、小学校を、今度は中学校の近くに建設しなきゃいけないという状況になってきます。

というのは、調べました。大体、多少その年齢を調べたので、学年によってはちょっと人数にばらつきがあるかと思いますが、来年度は21名入ります。その次、令和3年度27人、令和4年度17人、令和5年度18人、令和6年度19人、令和7年度18人という状況で、まだ20人前後ずっと続きますので、その辺まだ、今の状態で十分やっていけると私は考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） まだまだいけるという状況ではございますが、その教育方針、私もそんなに詳しくないですけれども、いろいろネットでも調べたり、県内でも、先ほど言ったとおり、3校、その小中一貫ということをやっております、そのやったおかげでいろいろ、1年から9年生まで、小中だとあるということでいくと、その9年生というと、中学校3年生の人たちは、やはり下の小学校1年生とか、そういう思いやりが出ると。また、うちのほうではあるかないかわからないですけれども、中1ギャップみた

いな、6年生から中学校に上がるときの、勉強についていけない、そういうようなのも緩和されているというのもありますし、先ほどは人数はまだ大丈夫と言いましたけれども、今後はどういう、それ以降はまだわからないという観点もありますし、そういう状況からいくと、それに、社会人になってから仕事をするに当たって、同じ年代の人ばかりで仕事をするわけではなくて、当然、年代の違う人たちがまず一緒に仕事をするわけです。

そういうのをやはり義務教育の中でも、1年から9年、言ってみれば、小学校1年生から中学校3年生を見ると、かなり大きい年代という感じで、ちょうどこう、普段では接しないような状況です。そういうのも普通、社会に出ると、一般的にそういうのは年代を超えた仕事ですので、そういうのもあると思うので、そういうのを培うのかなという状況もあるので、そんな簡単にいくことではないと思いますけれども、近年、日本でもそういう小中一貫、6・3というそのシステムがいいのか、そういうのも議論されておりますので、ぜひともそういう前向きに、保護者等とアンケートなり、そういうのもとりつつ、そういうのも実施してほしいなと思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 小中一貫というのが出てきたのは、基本的には、議員さんがおっしゃられたように、6年生から中学校に上がる中1ギャップ、その解消のためにつくられたのがまず始まりです。それで、6年と3年間で、9年間の、9年を見通した教育ができるということが、第2点目になります。

それで、まだ今、蓬田の現状はそういう状況で、連携を強めております。小中の交流とか、さまざまな音楽交流なり、あるいは夏休み中には6年生が中学生と交流して勉強会をしたりとかという、あるいは部活動を見たり、それで中1に向けてそういうギャップがないようにということで考えてやっております。どうしても人数がどんどん減ってきて、複式あるいは何々となった場合には、ある程度考えていかなきゃいけないとは思っております。

また、条件いいのは、例えば中学校の校舎はもうこれ以上だめだと。今新しくつくらなきゃいけないという場合には、その機会に小学校の近くに建てて、小中連携、一貫校をやるとかという、そういうのもできると思いますので、考えます。以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 最後、質問というより、もしそういうのができないのであれば、

行事の一本化ということで、保護者からも結構言われているのですけれども、やはり運動会等は小中合同とか、そういうのは、なかなか難しいとは、わかります。でも、それは検討してほしいという要望がかなり出ていましたので、そこをまた何とか、どうなるかお聞きします。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 上磯地区を見ますと、蓬田以外、蟹田、平舘、今別、三厩、全て小中は一緒にやっています。それで私、教育長になってから、小学校、中学校のほうには、何とか運動会を一緒にできませんかと、ずっとお願いはしてきておりますが、やはりどうしてもちょっと中学校のほうが、1年生を指導するに、やはりこういうことがしたい、まだ折れません。やはり、それまた逆に小中別にやることによって、小は小で、中は中でいいことがまだあるのかなど。いずれはそうなってほしいなという私は希望は持っております。以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 事情も一応聞きまして、そういう要望も出ているということをお伝えしておきます。

3番目の質問なのですけれども、その小学校、先般の耐震診断で、先ほど小鹿議員でもありましたけれども、現庁舎は耐震性能が不十分ということで、先ほども総務課長よりもありましたけれども、建てかえ等が必要ということでした。新庁舎の建設場所に当たっては、やはり防災機能の観点からいくと高台、また私も個人的には中心地ということで、阿弥陀川地区が1つの候補と考えられると思うのですけれども、2番の質問で私、その小中一貫ということで、中学校に小学校を移して、小学校を役場の庁舎にすると、コストダウンにもつながるし、それにこれから計画を立てるよりもスムーズに新しく移動できるのではないかという考えがあるのですけれども、その辺どういう考えを持っていますか。村長なりにお聞きしたいです。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 先ほど来、庁舎の建てかえ等の話が出ておりますけれども、更新についてはやはり耐震診断を行った結果、強度が不十分であるという判断でしたので、やはり新築に向けての作業を進めていくということになろうかと思われま。防災拠点の機能もかねて建設ということになりますので、どこか違う場所、今議員おっしゃったように、高台等の浸水域にならない場所とか、水害の影響を受けないところとかと

なると、多少の高台の部分のほうに、建物自体も新しく建てるという形が一番賢明ではないのかなと考えております。

例えばその今みたいな、あいた小学校に役場自体を移動させるという、そういう方法も1つあるのでしょうけれども、どうしても役場自体で必要な施設、それから必要な面積、場所等を考えますと、やはりどこかを利用するのではなくて、それなりの防災拠点として機能を持たせた建物で新築をするのが賢明かなということで考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 確かに小学校も建ってから十何年かな、まだそういう縛りがあるか、そういうのはわかりませんが、12月3日の朝刊にも載ったのですけれども、そのむつの大畑町の庁舎は、今現在小学校を利用して次年度に3月にオープンというのもありますので、そこはやはり庁舎を建てるとなると莫大な資金もかかるということもあるし、これから場所を見つけ出していくというのなかなか、早目に進めて場所を特定できれば一番いいのですけれども、なかなか今の状況だと、いまだスムーズにできていない、スピーディーにできていないという状況もありますので、いずれにしろ、新築なり移転というのはいまもう決まっていると思うので、できれば早目のその、先ほど小鹿議員も言ったとおり、早目にその場所選定というものを決めていただいて、早くその調査後、新築なり移転なりを進めてほしいなということで、そこは要望で終わりたいと思います。

4番目といたしまして、特定地域づくり事業ということで、11月に国のほうで特定地域づくり事業推進法というのが可決というか、成立したのですけれども、この背景にはやはりその過疎地とか、人口の少ないところに対して、組合をつくって、担い手なり労働力、作業員の確保というのが目的だと思いますけれども、当村におかれても今、農家、漁師なり、作業員の確保というのは大分厳しい状況になっているわけです。本来であれば、個々の農家が自分で作業員確保、そういうのができればいいのですけれども、今この人手がないという状況になると、なかなか作業員も確保できないし、労働力の確保もできないという状況になっていると思います。

その中で、今この特定地域づくりの事業協同組合というのが設立できるということで、私もこれいろいろ、ちょっと調べたのですけれども、要するに派遣ができると。異種業者に作業員を派遣できるという組合みたいな感じです。当然その農家なり個人事業なり、

農業者、漁業者から出資金をいただいて設立するということになってはいますが、そこまではいなくても、やはり今後発生するその労働力・作業員不足というのは、今後必ず来るものだと思います。まして今、村でもソバの転作田というのが300町歩を超えるような感じで、かなりそういう圃場もあり、管理も個人だと難しくなる現状が来ると思います。

そういう中で、この作業のその組合を立ち上げるのも大事なのですが、できればその前に、そういう話の場を持つ意味もありまして、今は多方面の業種から人を集めて協議会を立ち上げて、こういう話を進めていけばいいのではないかなと思いますが、このことについてどういうことを今後考えているのか、ちょっとその辺は聞きたいです。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

令和元年12月4日に、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律というものが公布をされました。この法律の趣旨といたしましては、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保及びその活躍を推進し、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るため、特定地域づくり事業協同組合の認定、その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることを内容としています。今後この法律の施行に当たって必要と考えられる事項については、別途通知することになっているということになっておりました。

この中のご質問の特定地域づくり事業協同組合というものについてですが、その地域づくりの事業を推進して、地域づくり人材の確保と活躍の推進を図って、地域社会の維持、地域経済の活性化に資することということを目的とすると。組合は中小企業等協同組合法上の事業協同組合というものになるということ想定いたしまして、一定の基準を満たした上で、都道府県知事の認定を受けなければならないということになります。実際その地域づくり事業協同組合では何をやるのかとなると、地域内の事業者、例えば農林漁業、それから製造業、サービス業等、観光協会等のそのメンバーを組合員といたしまして、その方々から出資金または賦課金とかをいただいて、その地域づくりの事業を組んだ中で、人材をサービスとして提供するわけですが、その提供した段階で、その提供を受けたところから料金を、お金として、料金を収入としていただくと。そういうことをして、事業協同組合となるということとなっております。

施行が来年度、令和2年の6月4日からとなっておりますので、今後、詳細について

はまた情報が入ってくると思いますので、その情報が入り次第、その中身を検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） この協同組合の事業を立ち上げとなると、またさまざまな困難、いろいろ面倒なこともあると思いますので、できればその前に、必ずこの先は作業員なり労働力不足により、今の基幹産業なりを維持していくには大変だというのは、もう目に見えている状況で、それで先ほども言ったとおり、その法人なり、そこで自分たちが作業員を確保できればいいのですけれども、なかなかそういう状況もできないということです。やはり先を見越して、その労働力確保のために、いろんな業者から人数を集める、やはり協議会なりを立ち上げて、今後対策をしていかないと、いざその局面に来たときにアップアップになって対応できないという状況もあると思いますので、そこはぜひともこの協議会等の立ち上げをまず一番最初にやってほしいなど。そこも要望ということで、できればやってほしいなどと思いますので、そこを要望しておきます。

ということで、私の質問は以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、2番川崎憲二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第6 一般質問 7番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第6、7番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

今回は4点について質問をいたします。よろしく願いをいたします。

最初に、役場庁舎の建設について伺いをいたします。

先般、現在の庁舎の耐震調査の報告がありました。それによりますと、大きな地震では倒壊のおそれがあるという結果でした。早急な建てかえが必要です。多額の費用もかかりますので、急いで計画を立てないといけません。村長は庁舎の建てかえについてどのような考えを持っているのか。ほかの議員も同じ質問をしています。再度答弁をお

願いをいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 先ほど来、ご説明申し上げておりますけれども、やはり総合的に考えると、移転新築のほうが賢明ではないかと思われま。今後、議員の皆さんや有識者等で構成を考えております建設検討委員会等での意見を聞きながら判断をしたいということで、今のところは考えております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 耐震調査の報告のときに、青森県の大間町の役場庁舎の資料がありました。これによりますと、15億円の建設費は民間からの融資で賄い、15年間のリースで年間1億円を支払い、15年には町の所有になるという話でありました。このような方法には驚きましたが、とてもユニークないい方法だと私は感じました。

役場の庁舎建設には、場所の選定、それから資金をどうするのかという大きな課題があります。時間がかかる事業ですので、早急に解消しないといけません。先ほど来、村長の答弁を聞いていますと、住民の意向を聞いてからという思い、そういう話で、非常に私はのんきだなという考えがあります。

それでは、お聞きいたしますが、今の大間の庁舎の建設方法についてと、もう一つは、村長が先ほどの方に答弁をした、村民の意向を聞いてということがありましたので、いつどのような形で村民から声を聞くのか、答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） まず、大間町の庁舎の建設方法について、私なりの判断で申し上げます。大間町は一応原子力発電があるということで、やはり財源的に安定しているというふうに私は見えています。我が村で毎年1億円ずつ払っていけば、経常経費でパンクします。したがって、やはり積み立てをしてある程度の財源をもって私は我が村はやるべきだというふうに私は判断しております。

次に、その住民の意向を伺うということは、住民の皆さんの意向を伺いながら、やはりまず庁舎を移転するというところに対する全体の了解を得ることが大事だと、このように考えます。次に一番大事なのが、じゃあ用地をどこにするかではありません。そのどこにするかを決めた後、用地をどのように取得するかが一番問題なわけです。

だから、この辺についてはやはり住民の皆さんと十分話し合っ、住民の意向でございいますので、何とかこの場所に建てさせてくださいというような方向性を持っていか

なければいけないだろうと思っています。用地が決まれば、恐らく70%、80%、その事業が進捗したものというふうに私は評価できるものというふうに解釈しております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 村長の今の答弁で、積み立てをしてから建設を進めたいという話でありましたけれども、その積み立てをするための期間、毎年幾らぐらいの積立金をするつもり、予定なのか。1億円毎年積み立てをすると、5億円積み立てるのに5年かかります。今村長が答弁したように、1億円を積み立てすると財政が破綻すると言いました。1,000万円の積み立てをすると、幾らぐらい時間がかかるのか想像できますよね。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 具体的に私は申し上げたわけじゃなくて、大間町のようにしたら、我が村の経常経費がパンクするだろうということを申し上げただけで、例えば次の世代の方々がそういうふうに住るというふうになれば、1億円を用立てしてやるのかもしれない。では、幾ら積み立てればいいのかとか、そういうことについては、やはりきちんと決まってから財源計画もしていかなければならないことだと思いますので、この場ではこういうふうにしますということを私は言えないというふうに思っています。以上です。

○議長（木村 修君） 3回終わったので。

○7番（坂本 豊君） 済みません、3回質問が終わってしまいましたけれども、私ちょっと聞き忘れたのが、役場庁舎で国なりの助成金は、補助金制度はあるのかどうか。できれば答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 庁舎建設につきましては、総務省とかの部分では、一応その庁舎建設の部分としての補助金なりの起債とかはあるはずですが、ただ、それを使うためには、やはりその面積とか構造とかで制限がありますので、例えばどうしてもこの分の大きさが欲しいということと言っても、やはりその資金を使うためには、面積はこれまでとか、施設はこの部分までとかという形になりますので、全部望んだものに対してのお金が満額借りられるというわけではありませぬので、ということです。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ありがとうございます。

次に、農業者支援についてお伺いをいたします。

農家の航空防除の代金が今現在、3回散布をしており、経費も上昇しています。今年度は10アール当たり3,900円以上になっています。経費を削減するために2回散布をしている地域もありますが、蓬田村では3回散布で万全な態勢を維持して病害虫の予防を目指しているわけです。収入では、蓬田村から助成金が大きな比率を持っていて、農家は大変助かっております。7年前に50万円を増額していただいてから、さらに2年前に46万円増額していただいています。農家の負担が4,000円を超えると厳しい状況になってしまいます。農家支援の一環として、航空防除事業に対して補助金、助成金の増額をぜひともお願いしたいので、答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えいたします。

航空防除の助成は、近隣町村と比較しても決して劣ってはいません。また、ことしのJAの米の概算金は1俵1万2,200円となっており、昨年と比べても200円の増となっております。収量も増となっておりますので、今は引き上げは考えておりません。今後、米価の下落等があった場合は検討させていただきます。

農業への支援策といたしましては、令和2年度から農業機械やビニールハウスへの助成ができるよう、新年度の予算措置に向けて検討している段階です。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 米価が上がって収量も多いということが理由で、補助金、助成金の増額は検討していないという答弁でした。一方、ホタテの特定養殖共済加入事業に対しての補助金は、毎年のように引き上げています。私はホタテのへい死が問題になったときに、ホタテ農家のほとんどが共済に加入していないために、それは掛金が高いので、ぜひとも補助金を出して加入を促進してほしいということを訴え、これも実現したと思います。

これと比較いたします。2010年、平成22年に、今の航空防除の農薬の助成金が135万円計上させていただきました。それで、2012年、平成24年にはこれが50万円、先ほど言ったように引き上げられ、185万円になりました。このときに、ホタテの特定養殖共済加入事業補助金として132万円が助成されています。この間、蓬田の航空防除の農薬助成金は、2017年まで据え置きされて185万円で推移をしてきました。そして、2017年に

46万円増額していただき、今現在の231万円になっているわけです。

一方、ホタテ特定養殖共済加入事業補助金については、2014年の平成26年に56万円引き上げられ、188万円に予算がなっています。さらに、2016年に、平成28年には18万円引き上げられ190万円になっており、このとき、ホタテの漁師の皆さんの戸数は47戸というふうになっております。さらに、2017年には3万円引き上げられ193万円、翌年の2018年には16万円引き上げられ209万円になっており、さらに2019年、今年度はさらに16万円引き上げられ225万円になっております。

この間、ホタテの共済加入については5回引き上げられ、金額にして109万円増額しておりますが、病虫害防除事業の農薬助成金については96万円で、2回しか引き上げられていないわけです。農家の数は今現在、約130戸であり、この防除代金の補助金は農家1件当たりいたしますと1万7,700円です。さらに、ホタテの漁師の皆さんについては、1戸当たり5万円というふうになっているわけです。

農家はさらにそのほかに水稻共済掛金も10アール当たり約3,000円負担しているわけで、比較してみますと、比較は余りよくないのですが、漁師の皆さんは優遇されているなというふうに私は感じているので、値段が少し上がったからとか、そういうことではなく、1戸当たりの助成金、非常に少ないというのが現状でありますので、先ほども言ったように、4,000円を超えるということは非常に経費増になって厳しいわけです。ですから、そういう検討をしていないという冷たい答弁ではなく、前向きに検討していただけないのか、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今坂本議員のほうから、農業と漁業の比較の問題が出ましたけれども、やはり漁業のほうも生産額の問題がありますし、額のそこをいかに共済していくかということになると、1戸当たりどうのこうのという議論は、ちょっと私は難しいんじゃないかというふうには思います。

やはり農業であっても、私は生産拡大をして、これはかねてから申し上げていますがけれども、要するに米の生産もそうですし、やはり高収益作物であったり、さまざまなそういう野菜であったり、そういう展開をしていただきたいということから今回、前の答弁をいたしましたように、新年度から農業機械やビニールハウス助成という形でやろうというふうに考えています。漁業者の方にビニールハウスや農業機械というふうにはならないわけでありますから、単純比較はしないようお願いしたいと思います。以上で

す。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 農家の人は年々、離農者がふえて、規模もどんどん大きくなる傾向にあるわけですが、最終的には誰もつくる人がいなくなるという感じで今、推移しているわけです。前にも言ったように、農家の離農、減少というのは、もう直線で引いたように下降をしているわけで、少しずつ下がっているという状況ではありません。

ですから、家族経営を中心にした農業を維持するためにも、ぜひとも農業機械、ビニール助成は全農家が享受できるわけではありません。航空防除の助成については、全農家が対象になるという面もありますので、再度検討をしていただきたいと思い、次の質問に入ります。

除雪車車庫の建設についてお伺いをいたします。

建設場所の長科の候補地が先般、白紙撤回をされまして、説明を受けました。そのときの説明会ではもちろん議事録もないわけで、その経緯を詳しく説明していただきたい。さらに、今後の建設場所について村長の見解をお伺いをいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 長科地区の建設候補地については、5カ所の試掘調査を行い、建設コンサルタント業者に意見を求めた結果、他の候補地との比較において優位性がなくなったことから、建設候補地として採択することを断念いたしました。

今後の除雪機械格納庫建設については白紙に戻し、もう一度将来の土地利用を見ながら検討することといたします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 再質問ですけれども、バイパスに面した候補地が5カ所ありましたが、4カ所も問題があるということで、これを全部取りやめにするという説明がありました。私は、バイパス沿いにこだわらなくても、農免道路沿いなどの水田でもよいのではないかと考えるわけです。昔は優良農地をつぶすという、水田をつぶすということに対しては非常に抵抗がありましたけれども、今現在、4割以上休耕している現状の中では、水田を活用するというのも、それほど難しい状況ではなくなったと感じておりますが、どのように考えるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今坂本議員が言いましたけれども、農地で休んでいるところがい

っぱいあるでしょうと。それを使ってやればいかがかというふうになるのですけれども、それでは山中に2キロも3キロも離れたところでいいかという、私はそうは思っていない。やはり住民生活に直結する施設でございますので、例えば建てる場所に対しても問題がありますし、やはり住民に対してご迷惑のかからない場所を選ぶ。迷惑施設だということを私は念頭に置いて話をしているわけですが、だからといって、その今、最中、耕作している田んぼをつぶすというのは非常に心苦しい。と申しますのは、やはり生産施設でございますので、将来にわたってそこから物が生産されて収入を得るわけですから、それをつぶすとなれば、それなりの形をとらなきゃいけないだろうというふうに思います。

ただ、やはりその白紙に戻すということは、もう一度それで影響しない場所があるのかどうかを、もう1回見直しするというふうに、課長から答弁したのは、そういう意味でございます、どこでもいいんじゃないかという議論ではありません。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 何か村長、勘違いしていますけれども、休耕田の人里離れた、2キロも3キロも向こうの休耕田というふうに私は言っていないので、農免道路沿いのやはり利便性のある、民家も少ない、そういう場所、そこは田んぼであったりするわけです。ですから、あのよもっと団地を建設するにも田んぼでした。もちろんグリーン団地も水田であったわけです。ですから、それなりの補償をするということで、農家の皆さんも同意していただいたわけです。ただというわけではないので、それ相応の報酬、そういう支払いはするのでありますから、その道路沿いでないと、これは大変なことになるので、何かその辺、村長の答弁はちょっとおかしいなと思いましたがけれども、前に15カ所選んだ場所、それも全て白紙ということになってしまうのかどうかも含めて、その辺、私が今言った農免道路沿いとか、そういう利便性の今現在ある田んぼの中で、民家も少ない、そういう場所はどうかという質問に対して、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私、極端なことを言ったかもしれませんが、私はそもそも、そもそも論ということは昔には帰りますけれども、その場所の建てるべきだということで取得したところは、やはりそこに建てるべきであったのでしょけれども、そこを民家に売却しちゃったというような、そういう土地利用をしていけませんと。それをやっ

たら、その地区が、全体がそれに従わなきゃいけません。公営住宅を建てるのと、除雪機械の格納庫を建てるのでは、やはり意味が違ってきます。

したがって、そういったことを考えながら、今後の土地利用を考えながら、除雪機械の格納庫の部分を、もちろん15カ所の選定したのが全部だめというような考え方ではございませんので、もう1回その辺を見直ししながら、白紙の状態に戻してもう1回考えたいということであります。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 次に、4番目のよもぎ温泉についてお伺いをいたします。これも何人かの方が質問をして重複しますが、私からもひとつお願いをいたします。

よもぎ温泉が9月から1カ月以上営業を停止したことで、どのぐらいの損害額が出たのかという答弁を求めることでもあります。それに対して、村から助成金を村長は出す予定なのか。それから、休業に至った詳細な原因の説明を本会議で再度求めたいと思いますので、重複しますが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 先ほど来、吉田議員からのものと重なる部分がありますけれども、損害額については、営業再開に向けた直接経費として、薬剤洗浄作業、炉材交換、シャワーヘッド交換、水質検査の合計の約151万2,000円になってございます。

また、詳細な原因については、利用者の利便性を優先した、利用者からの苦情に対する対応を優先した形で、その基準となる塩素管理がされなかったというのが、直接の原因となっております。

最後に、それに対する助成を考えているかという部分についてですけれども、現在、アシスト側からの詳細な内容提示等がなく、話し合いも村となされていない中での返答は、現段階では控えたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 先ほど売り上げに対してどれぐらい減収しているのかという質問に対しては、アシストから報告がないという話でありましたけれども、昨年、一昨年の同じ時期の売り上げというのは、この間、ことし休業した時期に合わせると、幾らぐらいになっているのか、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 金額の詳細については、今現在持ち合わせてございませ

んけれども、その損害額をはじき出すのに、これまでの実績をもととしたものでの収入の想定をした中ではじき出されるものと思います。それらのものについては、アシスト側から12月中旬でないと提示できないという回答のものです。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） そのアシストから金額が提示されないうちはわからないという話、先ほどの方にも答弁しておりましたけれども、役場のほうにもアシストの収入というのは、きめ細かく去年の資料とか、売上高とか、1カ月の売り上げが幾らというのはあると思います。その金額を聞いているわけです。それは幾らなのかということ、課長の手元にも資料として来ているのではないのでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） アシストからまだ12月の20日前後でないと出ないということは、アシストというのは、簿記はとっていますけれども、発生主義ではありません。したがって、働いて給料をやって今月のという、例えば給料の場合も、翌月の精算になります。また、発生主義でないことから、燃料費も、例えば頼んで使ってから翌月の決算というふうになりまして、11月分で、10月の分が11月に支払われる。そうすると、11月の決算、いわゆる月ごとの決算が12月でないと出せない、こういう事情であります。

それで、その事情において、私ども、それだとはっきりしないし、どのぐらいになったんだということで、概算で調べた結果があります。それは平成30年度と令和元年度との実績の比較をしたものであります。あくまでも令和元年度はこのぐらいだろうということで、漏れがあるかもしれませんけれども、それで比較したものです。

それによりますと、営業日数では約30日が動かなかつたと。それから、入浴客数では5,228人でした。収入金額では184万1,000円でした。先ほど言いましたように、そのほか配管の洗浄作業とか、さまざまなことが行われております。ただ、その休業した期間、要するにボイラーも炊かないし、電気も、ボイラーというか、燃料もかからない部分があるし、電気もかからない部分がありますし、また社員についても休業させたり、そういったようなことをさせていますので、この結果としては、こちらの試算では約168万5,000円の損害が出たのではないかとこのように考えています。

ただ、その坂本議員が言ったように、これについて村のほうで助成金を出すのかということに対しましては、前にも申し上げているとおり、この損害に対しては会社全体が責任を負うことで、村で責任を負うということではありませんので、この損害に関して

は出さないというふうになります。

ただ、そのほかにもいっぱいアシストと村の事業の関係で、いろんな事業がついておりますので、その中では出すこともあり得るということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。3回終わった。

○7番（坂本 豊君） 済みません、ここも通告にあった、責任はどうするのかという問題を聞こうと思っておりましたけれども、ちょっと4回になってしまいましたけれども、責任は誰がどのようにとるのかということ、もしできたら一言答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長、お願いします。

○村長（久慈修一君） 先ほど吉田 勉議員の質問にお答えしました。原因、その損害の程度、あるいは、何ていうのですか、3つのことを私言いましたけれども、それらは十分検討しなきゃいけないことでありまして、アシスト株式会社には、そういう懲戒に関する基準というのをごさいます。したがって、その懲戒、例えば人を見て懲戒の量、要求を決めるわけにはいかないのでありまして、じゃあ何を参考にするかというと、やはり村の職員に対する懲戒の基準というのを参考にしながら、それによって取締役会でそれは決めていかなければならないことだと。私が独断で決めるということとはできないと思っています。

ただ、その職員の人材育成のあり方を考えるときに、私もいろんな人方を使ってきましたけれども、やはりここで失敗したから、じゃああなたは首、これはやはりちょっとできないだろうというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、7番坂本 豊君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時27分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2年 1月21日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 川 崎 憲 二

会議録署名議員 久 慈 省 悟